

賃金控除に関する労使協定書

甲（使用者：株式会社ハーモリンク）と乙（労働者代表：草野 宏美）は、労働基準法第 24 条第 1 項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

- 甲は、法令に定められたものの他、次に掲げるものを毎月 10 日支払の給与または賞与から控除するものとする。
 - 会社立替金もしくは社内貸付制度による返済金および利息
 - 労働者本人の希望により賃金を金融機関口座への振込で支払った際の振込手数料
 - 会社施設等の利用代金
 - その他、社員と個別に合意したもの
- 会社は、社員が退職または死亡した場合において、前条に掲げるもののうち、未払金があるときは退職金から控除できるものとする。
- この協定の有効期間は 2024 年 5 月 1 日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 1 ヶ月前までに、会社または労働者代表のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定はさらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

2024 年 4 月 25 日

甲：

（使用者職氏名） 代表取締役 小俣義和



乙：

（労働者代表）

総務 草野宏美

